よりよい水環境を守るために…

# 浄化槽の法定検査を受けましょう

**浄化槽管理者には、浄化槽の使用にあたり保守点検、清掃、法定検査の３つの義務があります**

| | 内　容 | 人間でいえば… | 自動車でいえば… |
|---|---|---|---|
| 保守点検 | 機器の点検・調整・害虫の駆除や消毒薬の補充などを行います。**（毎月１回の点検）** | 日常の健康管理 | 日常点検や修理 |
| 法定検査 | 設置工事や保守点検を含めた維持管理が適正になされているかを確認し、水質検査や外観検査、書類検査を行います。**（年１回の検査）** | 定期健康診断 | 車　検 |

| 検査料金 | 単独処理浄化槽 | 合併処理浄化槽 |
|---|---|---|
| 定期検査（５～10人槽） | 4,000円 | 6,000円 |

浄化槽法では、適正な使用、保守点検、清掃が行われているか、きれいな水が放流されているかを確認する法定検査が浄化槽管理者に義務づけられています。

検査時は、知事が指定した検査機関の公益財団法人鹿児島県環境検査センターが事前にお知らせの封書を送ります。その後、改めてハガキで通知する検査日に検査員が訪問し、現場での検査と浄化槽の放流水を持ち帰って水質検査を行います（契約している保守点検業者が行う保守点検とは別のものです）。

検査の趣旨をご理解のうえ、法定検査を受けるようお願いします。

↑法定検査を行う環境検査センターの検査員

**◎問い合わせ先**
公益財団法人
鹿児島県環境検査センター
☎０９９（２９６）９０００
役場水道課下水道係
☎（88）５６６４［直通］